

# オープンアクセス加速化事業 公募要領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 研究振興局

令和6年3月

## 目次

1. 事業の概要	
(1) 背景・課題	1
(2) 目的	2
2. 公募の概要	
(1) 対象機関	2
(2) 補助の内容	2
(3) 補助事業期間	4
(4) 採択予定件数	4
(5) 申請方法	4
(6) 意向表明	5
(7) 公募説明会の開催	6
3. 審査方法	
(1) 審査の方法	6
(2) 審査の観点	6
(3) 委員の遵守事項	7
(4) その他	8
4. 取組の実施	
(1) 計画書等の提出	8
(2) 補助金の交付	8
(3) 進捗状況の報告	8
(4) 実績報告書の提出	8
(5) 補助金の額の確定	9
(6) 成果等の管理	9
(7) 成果等の発表	9
5. 留意事項	
(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテ グリティの確保	9
(2) 不正使用及び不正受給への対応	10
(3) 関係法令等に違反した場合の措置	12
(4) 補助対象経費間流用について	12
(5) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	12
(6) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	13
(7) 社会との対話・協働の推進について	14
(8) オープンアクセスについて	14

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に 基づく体制整備について.....	15
(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に 基づく取組状況に係るチェックリストの提出について.....	15
(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に 基づく研究活動における不正行為に対する措置について.....	16
(12) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	18
6. スケジュール（予定）.....	19
7. 問合せ先.....	19

## 1. 事業の概要

### (1) 背景・課題

- オープンサイエンスは、論文のオープンアクセスと研究データのオープン化・共有化（オープンデータ）を含む、研究成果の共有・公開を推進し、研究活動の加速化や新たな知識の創造等を促す取組です。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等も背景に、研究成果を国民や社会に対して早期に利用可能とすることによる成果（ワクチン・治療薬開発等）も創出され、世界的な関心も急速に高まっています。
  
- オープンアクセスを含むオープンサイエンスの推進については、米国や欧州を中心にオープンデータの積極的な活用に向けた取組が進められ、G7 や UNESCO、OECD でも活発に議論されています。令和5年5月に開催された G7 広島首脳会合や仙台科学技術大臣会合では、オープンサイエンスが主要議題として取り上げられ、仙台科学技術大臣会合の声明では、「公的資金による学術出版物及び科学データへの即時のオープンで公共的なアクセス支援<sup>1</sup>」等が盛り込まれました。
  
- 我が国でも、総合科学技術・イノベーション会議を中心にオープンアクセスの議論が進められ、令和6年2月に決定された「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針<sup>2</sup>」においては、2025（令和7）年度から新たに公募を行う競争的研究費（即時オープンアクセス対象のみ<sup>3</sup>）を受給する者に対し、論文及び根拠データの学術誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等<sup>4</sup>への掲載を義務づける方針が示されました。
  
- 一方、オープンアクセスの急速な普及に伴い、各大学においては、従来の電子ジャーナル購読料の高騰問題に加えて、論文をオープンアクセスにするための費用である論文掲載公開料（APC: Article Processing Charge）の負担が年々増加しています。また、出版者版の学術論文の代替物（著者最終稿）を大学等の機関リポジトリ等へ掲載するに当たっては、出版社の公開禁止期間の問題や、各大学における機関リポジトリ等のシステム・運用体制の整備など、即時オープンアクセスを推進するに当たっての様々な課題が顕在化しています。

<sup>1</sup> G7 科学技術大臣コミュニケ（仮訳）参照

<sup>2</sup> 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

<sup>3</sup> 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年2月21日関係府省申合せ）参照（科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業（一部）、創発的研究支援事業）

<sup>4</sup> 大学や研究機関等で生産された、さまざまな研究成果（学術論文、学位論文、紀要等）を電子的な形態で蓄積・保存し、無料で学内外にインターネット上で公開することを目的としたシステム。

## (2) 目的

○本事業では、(1)で示した背景のもと、大学等による研究成果（学術論文・研究データ等）の管理公開に関する体制の充実・強化を図り、産業界等にも開かれた知へのアクセスを担保することで、研究成果の発信力を強化し、我が国の競争力を高めることを目的とします。

○具体的には、2025（令和7）年度から新たに公募を行う競争的研究費制度による学術論文及び研究データの即時オープンアクセスの義務化を見据え、オープンアクセスに係る全学的なビジョン（オープンアクセス方針・研究データポリシー等）に基づく事業計画等を策定している大学等を対象として、研究成果の管理・活用システム（機関リポジトリ等）の開発・高度化、学長等のリーダーシップのもと全学的なマネジメントによる当該システムの運用・組織体制強化、オープンアクセスを推進する学内支援策（戦略的なAPC支援等）等の実施を支援することで、各大学等の即時オープンアクセスに向けた体制整備・システム改革を加速させることを目的とします。本事業を契機として各大学等の状況に応じた改革が促進され、各大学等の機関リポジトリ等への質の高い研究成果の収載が拡大することで、我が国全体の論文等のオープンアクセス割合の上昇、それによる優れた研究成果の産業界等での利活用の促進や国際競争力の強化を図ります。

## 2. 公募の概要

### (1) 対象機関

#### ①申請機関

国公立大学及び大学共同利用機関とします（国公立大学及び大学共同利用機関を設置する法人を含む。以下「大学等」という。）。

#### ②連携機関

申請機関と連携して本事業を実施（体制整備・システム開発等）する大学等を指します。連携機関は申請機関と共同申請できます。

### (2) 補助の内容

#### ① 申請区分

申請に当たって以下の区分から1つ選択してください。

- ・区分1 申請可能額 2～6億円程度
- ・区分2 申請可能額 1～2億円程度
- ・区分3 申請可能額 5千万円程度～1億円程度

## <区分の目安>

文部科学省「オープンアクセス加速化事業に関する調査（令和6年1月12日～26日実施）」において各大学等から回答いただいた2022年の論文数（※）を参考に申請可能額を設定しました。共同申請の場合は、連携機関も含めた合計本数を目安に区分を選択してください。

（※）2022年に公開・出版された論文（所属研究者が責任著者の場合及び共著論文も含む）

なお、以下は、あくまで目安となりますので、各大学等の体制整備・システム開発等の構想内容に応じて適切な区分をご検討ください。

- ・区分1 論文数 2000 本以上
- ・区分2 論文数 500 本以上～2000 本未満
- ・区分3 論文数 500 本未満

## ② 補助対象経費

- ・本事業の補助対象経費は、令和6年度の事業期間中において事業を実施するために必要な経費とします。
- ・申請内容の実施に必要な経費については、「4. 取組の実施」に基づき、文部科学省から補助金として申請機関に交付します（共同申請の場合は、申請機関（代表大学等）に原則一括交付。）。
- ・補助対象となる経費は、具体的には以下に示すものを想定しています。

（ア）機関リポジトリ等のシステム開発・高度化

（イ）機関リポジトリ等と学内外データベースとの連携システム等の開発・高度化

（ウ）機関リポジトリ等への登録支援システム等の開発・高度化

（エ）機関リポジトリ等関連設備（研究データストレージ等）の導入・高度化

（オ）オープンアクセス各種支援策（戦略的な APC 支援、転換契約の APC 分等）

（カ）オープンアクセス関係経費（国内外旅費（情報収集）、外部有識者等の謝金）

（キ）各種環境整備（図書館等の業務効率化に向けた備品・システム等整備、学内外広報活動費、機関リポジトリ等運営費・導入費 等）

（ク）支出を証する書類の作成に係る経費（雑役務費） 等

- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種別は、原則として、別表に示すものとします。なお、本事業では、「人件費」「調査委託費（業務コンサルティングに係る費用含む）」「バックファイルの購入」などは補助対象経費となりませんのでご注意ください。補助対象経費で不明点があれば事務局にお問い合わせください。

- ・ APC 支援経費については、申請状況により、申請上限額を設定する可能性があります。
- ・ 共同申請の場合にあっても、原則、申請機関に補助金が交付されます。申請機関は「研究開発委託費」として、連携機関に配分をしていただくこととなり、申請機関と連携機関で委託契約の締結が必要です（委託契約の手続きについては、申請機関において定める規定等に沿って適切に行ってください。）。これにより、連携機関においても委託契約に基づき本公募要領で定める補助対象経費が執行可能となります。

### ③ 補助金に係る留意事項

補助金の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、予算執行に当たっては、共同調達等を行うなど補助金の効果的かつ効率的な執行に資するよう努めてください。

### （3）補助事業期間

本事業の補助事業期間は交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

### （4）採択予定件数

- ・ 区分 1 は 10 件程度
- ・ 区分 2 と区分 3 合わせて 40～50 件程度

を予定しています。※申請数や申請額の状況により変動します。

### （5）申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

#### ① 申請の単位

単独申請または連携機関との共同申請も可能とします。ただし、1つの大学等が複数の申請に参画することはできません（1つの大学等が参画できる申請は、単独申請または共同申請どちらか1件のみ。例えば、A大学が単独申請した場合は、B大学の連携機関として共同申請に参画することはできません。）。

#### ② 申請区分

単独申請及び共同申請も含めて、2.（2）①の区分1～区分3の中から1つ選択して申請してください。

③ 申請者

申請者は、大学等の長とします（共同申請の場合は、申請機関（代表大学等）の長とします）。

④ 申請書類

「オープンアクセス加速化事業 申請様式」

「申請様式別紙（補助対象経費内訳）」を使用し両方ご提出ください。

その際ファイル名を

「オープンアクセス加速化事業 申請様式」は、「0A 加速化事業申請様式・〇立・〇〇大学（〇〇機構・〇〇大学、〇〇機構・〇〇研究所など）」

「申請様式別紙（補助対象経費内訳）」は、「（申請様式別紙）補助対象経費内訳・〇立・〇〇大学（〇〇機構・〇〇大学、〇〇機構・〇〇研究所など）」としてください。

※ファイル名に「」は不要です。

⑤ 申請期間

令和6年3月26日（火）～令和6年5月8日（水）17：00（期限厳守）

⑥ 提出方法

以下 URL へのアップロードにて提出をお願いします。

URL : <https://mext.ent.box.com/f/b4abbff9ea1d4ef4bd4bb734aeceb9c4>

※BOX を活用

またアップロードした際は、あわせて必ず以下 URL の公募提出確認フォームにも回答してください。

URL : <https://forms.office.com/r/pK67u9d9zg> ※Microsoft Forms を活用

<記入事項>

すべて必須。共同申請の場合は、申請機関（代表大学等）がご回答ください。

申請機関名（連携機関名）、単独申請・共同申請、申請金額、事務連絡先

(6) 意向表明

本事業への申請を検討されている申請者の方は、令和6年4月18日（木）17：00までに下記 forms を用いて意向表明をお願いします。なお、意向表明において提出された内容が採択の可否に影響を与えることはありません。

(意向表明方法)

以下 URL より、必要な記入事項を記載して提出してください。

URL : <https://forms.office.com/r/F2JbsGRREu> ※Microsoft Forms を活用



### <意向表明 記入事項>

すべて必須。共同申請の場合は、申請機関（代表大学等）がご回答ください。  
申請機関名（連携機関名）、単独申請・共同申請、申請区分、事務連絡先

### (7) 公募説明会の開催

令和6年4月5日（金）16:00～17:00に公募説明会をオンラインで開催いたします。参加を希望される方は、4月3日（水）17:00までに以下 URL から登録してください。

URL : <https://forms.office.com/r/ypG9PegFC3> ※Microsoft Forms を活用

## 3. 審査方法

### (1) 審査の方法

本事業の審査は、文部科学省及び外部機関等の有識者等により構成される委員会を設置し、各大学等からの申請書類に基づく書面審査や合議審査等により総合的に行います。

最終的な採択決定は、委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において行います。

### (2) 審査の観点

審査は、以下の観点に基づき、各大学等の即時オープンアクセスに向けた構想内容の具体性、有効性、実現可能性等を確認し、総合的に行います。審査手順等の詳細は、別途本事業の審査を行う外部機関において定めます。

※本事業は計画の初年度（令和6年度）分の支援をするものです。

#### ①オープンアクセス方針等について

各大学等の現状を踏まえ、即時オープンアクセスに向けて各大学等が目指すビジョンが示され、必要な体制整備・システム改革等の実効性のある具体的計画や目標値が示されているか。

- ・オープンアクセス方針、研究データポリシー等により、大学等が目指すビジョンが明確に示されており、当該ビジョンが即時オープンアクセスを実現する上で有効なものとなっているか。
- ・現状を踏まえた即時オープンアクセスの目標値（KPI）が設定されているか（補助事業期間を含む5年程度の目標値（例：学術論文や研究データの機関リポジトリ等への掲載数、オープンアクセス論文数、全論文に占めるオープンアクセス論文割合等）。現状把握が困難な場合は今後の把握方策や代替案が具体的に検討されているか。

#### ②機関リポジトリの運営体制整備等について

各大学等において、自立的・自発的に研究成果を管理・公開する体制整備、機関リポジトリ等のシステム開発・高度化、戦略的に研究成果のオープンアクセス化を促進

する支援策等が検討されているか。

- ・機関リポジトリ等の運営体制整備計画が、全学的マネジメントのもと関連部局が連携する体制構築を含め、ビジョン実現に向けて有効かつ実現可能性の高い計画となっているか。
- ・システム開発・高度化等が、オープンアクセス化の促進や関連業務の効率化等に貢献し、他大学等への波及効果等が期待できるものとなっているか。
- ・オープンアクセス化支援方策が、各大学等の研究成果の価値向上に向けた戦略的なAPC配分など、オープンアクセス化を促進する効果が期待できるものとなっているか。

### ③事業期間終了後の計画について

- ・事業期間終了後も即時オープンアクセスに対応するための具体的な計画が検討されているか。※5カ年程度で計画を策定してください。
- ・当該計画は、本事業により構築された体制・システム等を活用し、自立的かつ継続的な取組みが期待できるものとなっているか。

### ④資金計画について

- ・構想実現に向けて効果的かつ妥当な資金計画となっているか。

## (3) 委員の遵守事項

### ①利害関係者の排除

申請機関及び連携機関（以下「申請機関等」という。）との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採択の議決にも加わることができないこととします。

#### <利害関係の範囲>

- ・申請機関等の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請機関等から寄附を受けている場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請機関等と共同研究又は共同で事業を行いかつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員自身と申請機関等との間に、過去5年以内に取引があり、かつ申請機関等からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ・委員自身が、申請機関等の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ・その他、申請機関等（申請機関等が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請機関等の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

## ②秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはなりません。

## (4) その他

- ・ 委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 審査の途中経過についての問合せには、応じられません。
- ・ 採択機関については、決定後、文部科学省のウェブページ等を通じて公表いたします。
- ・ 委員については、審査の公平性等の観点から採択までは非公表とし、然るべき適切な時期に公表します。

## 4. 取組の実施

### (1) 計画書等の提出

採択された事業の申請機関は、申請書類に即した補助事業実施計画及びこれに対応した経費の積算を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

### (2) 補助金の交付

補助金の交付等については、別に定める交付要綱等に基づき行います。

本事業の補助対象は計画の初年度（令和6年度）分のみです。交付申請にあたっては、令和6年度の実施計画に基づいて必要書類を作成して下さい。

### (3) 進捗状況の報告

本事業の進捗管理については、文部科学省及び有識者による委員会において行います。申請機関及び連携機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、御協力願います。取組の実施について進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員会委員が現地調査等を行う場合もあります。

また、委員会は申請機関からの報告等に基づき、申請機関への必要な指示や予算配分見直しを含む管理・運営方針等への助言を行います。

さらに、事業終了以降も本事業により構築された全学的なマネジメント体制による取組状況、機関リポジトリ等のシステム運営、オープンアクセスに係る目標値の達成状況等についてフォローアップを行います。また、本事業の関係者についても、事業終了以降も含め、報告を求める場合がありますのでご承知おきください。

### (4) 実績報告書の提出

別に定める交付要綱等に基づき、補助事業完了した日から30日を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

なお別途、支出を証する書類\*（紙又はPDF）を作成し、令和7年6月30日（月）までに提出する必要があります。

\*支出を証する書類とは、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書（又は請書）、納品書、検収書、請求書、領収書（又は銀行振込の明細）、入札関係書類、選定理由書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類の写しを指します。

#### （5）補助金の額の確定

（4）の提出後、別に定める交付要綱等に基づき、実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査を経て補助金の額を確定します。調査の方法は書面による実施のほか、実地で行う場合があり、申請機関は調査に協力しなければなりません。

#### （6）成果等の管理

連携機関と共同でシステム開発等を行うにあたり、申請機関は、本事業の実施により発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任ある対応を行う体制を構築してください。

#### （7）成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等に御留意いただいた上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、本事業で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表される場合は、文部科学省に事前に御連絡いただくとともに、本事業による成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

### 5. 留意事項

#### （1）研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新た

なりリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

## （2）不正使用及び不正受給への対応

本事業費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

### ○本事業費の不正使用等が認められた場合の措置

#### （i）交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

#### （ii）申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 <sup>※3</sup> （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費等 <sup>※4</sup> を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 競争的研究費等とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型資金を指す。

(iii) 不正事案の公表について

本事業費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### （３）関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

### （４）補助対象経費間流用について

補助対象経費間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

### （５）安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

#### (6) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安



全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### （7）社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

#### （8）オープンアクセスについて

「統合イノベーション戦略 2023」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、我が国の競争的研究費制度における 2025 年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）が策定されました。

本方針を踏まえ、公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果が国民に広く還元されるよう、我が国の資金配分機関・研究機関・大学等は研究者自らの研究成果（学術論文や研究データ等）が自由にかつ広く公開共有され、誰もが広くその知的資産にアクセスできるよう対応する必要があります。

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)※<sup>1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付申請日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(留意点)

(※1) チェックリストの提出は、研究機関が複数ある場合、代表機関（研究代表者が所属する機関）及び分担機関（研究分担者が所属する機関）双方に求めてください。

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、提出は不要です。

(※3) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、**特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）**が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(12) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 \* 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

## 6. スケジュール（予定）

- ・ 公募開始： 令和6年 3月26日（火）
- ・ 意向表明締切り： 令和6年 4月18日（木） 17：00（期限厳守）
- ・ 公募締切り： 令和6年 5月 8日（水） 17：00（期限厳守）
- ・ 審査： 令和6年 5月中旬～6月下旬
- ・ 選定結果の通知・公表： 令和6年 6月下旬
- ・ 交付申請等： 令和6年 6月下旬～7月上旬
- ・ 交付決定： 令和6年 6月下旬～7月上旬

## 7. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省のウェブページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブページにて周知しますので、御留意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付 学術基盤整備室

電話：03-5253-4111（内線 4284）

E-mail：[open-access@mext.go.jp](mailto:open-access@mext.go.jp)

(別表)

項目	補助対象経費	内 訳	備 考
直接経費	物品費	設備備品費	設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。
		消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。
	旅費	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む。）に係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
	その他	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務の提供に係る経費。論文掲載公開料（APC）支払いに係る経費。支出を証する書類の作成に係る経費。
		会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支給できません。
		会議出席謝金	外部協力者（補助事業者及び共同申請機関に属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金に限られます。 ※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支給規定等によるものとします。
		通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
		印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
		研究開発委託費	業務の一部の委託に係る経費。 ※本事業では、連携機関への委託分を想定